

東金市観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、観光地の魅力向上を図るとともに、地域経済の活性化に資するため、観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱（平成21年7月23日付け観第314号千葉県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）、観光地魅力アップ整備事業補助金実施要領（令和4年3月31日付け観企第857号千葉県商工労働部長通知）及び東金市補助金等交付規則（平成24年東金市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、観光関連施設等（県要綱別表1に掲げる施設等に限る。以下「施設等」という。）を整備する事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象となるもの)

第2条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当し、市税の滞納がないものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号、第4号又は第6号に規定する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 法人その他の団体であつて、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者が

あるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に施設等を整備（県要綱別表2に掲げる整備区分に該当するものに限る。）する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 県の他の補助金等が交付される事業

(2) 県の補助金等により整備した施設のうち、当該補助金等の制度に規定する耐用年数等を経過していない施設等の改修又は大規模修繕を行う事業。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(補助の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接必要な経費であって、補助率は2分の1とし、400万円を上限とする。ただし、観光案内板については、1基につき100万円を上限とする。

2 前項本文の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、市長が定める期日までに、観光地魅力アップ整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 住民票又は運転免許証の写し（個人の場合に限る。）

(2) 登記簿謄本及び定款（法人の場合に限る。）

(3) 位置図（施設等の位置、周辺の観光施設等の状況が分かるもの）

(4) 土地権利関係図書

(5) 各種法令に係る許認可関係書類（特段の規制がある場合に限る。）

(6) 現況写真

(7) 設計図面

(8) 設計書又は見積書

(9) 事業工程表

(10) 補助金の交付の申請をしようとするものが市税を滞納していないことを明らかにする書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書

類を補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(3) 補助対象事業完了後においては、補助対象事業により整備及び改修した施設について、おもてなしの観点から、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこと。

(4) 前号の規定について、補助対象事業完了の日の属する会計年度から、補助対象事業完了の日から起算して５年を経過した日の属する会計年度までの間は、観光地魅力アップ整備事業施設管理状況報告書（別記第８号様式）を提出しなければならないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

（決定の通知）

第７条 規則第６条第１項及び第２項の規定による通知は、観光地魅力アップ整備事業補助金交付可否決定通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（変更等承認の申請）

第８条 規則第８条第１項の規定により承認を受けようとするものは、観光地魅力アップ整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第３号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設計図面

(2) 設計書又は見積書

(3) 事業工程表

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、観光地魅力アップ整備事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第４号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

（実績報告）

第９条 規則第１３条第１項本文の規定による実績報告（補助事業等の廃止の承認を受けた場合におけるものを除く。）は補助対象事業が完了した日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、観光地魅力アップ整備事業補助金実績報告書（別記第５号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助対象事業完了後の現況が分かる写真

(2) 補助対象事業に要した経費に係る契約書、請求書、領収書等の写し

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第１０条 規則第１５条本文の規定による補助金の額の確定の通知は、観光地魅力アップ整備事業補助金額確定通知書（別記第６号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第１１条 規則第１６条の交付請求書は、観光地魅力アップ整備事業補助金交付請求書（

別記第7号様式)とする。

- 2 前項の請求書は、補助金の交付の決定の日の属する市の会計年度の末日までに提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

- 第12条 規則第18条第1項第3号の市長が定めるものは、第2条第2号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 規則第22条第1項ただし書の市長が定める期間は、当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)とする。補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設(以下「施設」という。)の耐用年数の期間は、減価償却施設の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間を準用する。

- 2 補助対象者は、施設を補助金の交付目的以外の用途に使用し、他の者に貸与若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、補助対象者が施設を処分することにより収入があるときは、当該施設の耐用期間を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付された補助金の取扱いについては、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

別記

第 1 号様式

観光地魅力アップ整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東金市長

住 所
申請者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

観光地魅力アップ整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の内容 別紙事業計画書のとおり

3 整備完了予定日 年 月 日

第 2 号様式

東金市指令第 号
年 月 日

様

東金市長 印

観光地魅力アップ整備事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観光地魅力アップ整備事業補助金については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

交付決定額 円

交付の条件

2 交付しない

理由

第3号様式

観光地魅力アップ整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）東金市長

住 所

申請者 氏 名

〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け東金市指令第 号で交付決定のあった観光地魅力アップ整備事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

第4号様式

観光地魅力アップ整備事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

東金市指令第 号

年 月 日

様

東金市長

印

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった観光地魅力アップ整備事業補助金について承認（不承認）したので、下記のとおり通知します。

記

1 承認する変更（中止・廃止）の内容

2 交付決定額 円

第5号様式

観光地魅力アップ整備事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 東金市長

住 所

申請者 氏 名

〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け東金市指令第 号で交付決定のあった観光地魅力アップ整備事業補助金に係る実績について下記のとおり報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 実績額 円

3 交付決定額 円

第 6 号様式

東金市達第 号
年 月 日

様

東金市長 印

観光地魅力アップ整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け東金市指令第 号により交付決定した観光地魅力アップ整備
事業補助金については、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式

観光地魅力アップ整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 東金市長

住 所
申請者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

観光地魅力アップ整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座番号	(普通・当座)
ふりがな	
口座名義	

第 8 号様式

観光地魅力アップ整備事業施設管理状況報告書

(あて先) 東金市長

住 所
申請者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

観光地魅力アップ整備事業補助金により整備した施設の管理状況について、下記のとおり報告します。

記

整備した施設等	
実施主体	
施設等名称	
整備地	
整備区分	新設 改修 大規模修繕
整備年月日	年 月 日
管理運営状況	(清掃の方法、頻度、使用状況)